

内閣參質四〇第一号

昭和三十七年二月二十日

内閣總理大臣 池田勇人

参議院議長 松野鶴平殿

参議院議員北村暢君提出中央卸売市場法改正に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員北村暢君提出中央卸売市場法改正に関する質問に対する答弁書

一、中央卸売市場の卸売人の公共的な性格から、特定の会社との特別な関係において、集荷、販売等の面で公正な取引を阻害するようなことのないよう厳重に監督したい。

二、中央卸売市場の卸売人の特殊法人化は、今後の中央卸売市場のあり方に関する根本的な問題であるので、慎重に検討したい。

三、水産加工品等の定価品については、なるべく市場における取引の簡素化を図ることが望ましいので、この線に沿い、かつ実情に即して検討したい。

四、卸売人の健全経営と資本蓄積を促進することは極めて重要であり、そのためには各種の措置が中央卸売市場法に規定されている。

また、課税上の特別措置としては、本年度から卸売人の合併の場合における法人税の特例（租税特別措置法）を設けて卸売人の基礎の強化を図つてあるところである。なお、これ以外にさらに税法上の特別措置を講ずる必要があるかどうかについては、他の諸施策との関連をも考慮しつつ引き続き検討することとしたい。